

## 八尾市介護保険事業の運営における暴力団員等の排除に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成29年八尾市条例第57号）、八尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年八尾市条例第51号）、八尾市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年八尾市条例第32号）、八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定並びに介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める規則（平成29年八尾市規則第9号）、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）及び八尾市暴力団排除条例施行規則（平成25年八尾市規則第70号）の規定に基づき、八尾市における介護保険事業の運営から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、第1条に掲げる条例及び規則に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護保険事業 指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業、第1号事業及び指定介護予防支援事業をいう。
- (2) 介護保険事業者 介護保険事業を行う者をいう。
- (3) 役員等 法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。

### (照会)

第3条 介護保険事業者の役員等は暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者であってはならない。

2 市長は、介護保険事業者の役員等が暴力団員等に該当するか否かについて確認を行う必要があると認めるときは、大阪府八尾警察署長に照会をするものとする。

### (書面の提出)

第4条 次の各号に掲げる申請又は届出（以下「申請等」という。）を行う者は、当

該申請等に係る申請書又は届出書に、前条第1項の規定についての誓約及び前条第2項の規定についての同意をする旨を記載した誓約書（様式第1号）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業 法第70条第1項の規定による指定の申請、法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請及び法第75条第1項の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）
- (2) 指定地域密着型サービス事業 法第78条の2第1項の規定による指定の申請、法第78条の5第1項の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）及び法第78の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請
- (3) 指定居宅介護支援事業 法第79条第1項の規定による指定の申請、法第79条の2第1項の規定による指定の更新の申請及び法第82条第1項の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）
- (4) 指定介護老人福祉施設 法第86条第1項の規定による指定の申請、法第86条の2第1項の規定による指定の更新の申請及び法第89条第1項の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）
- (5) 介護老人保健施設 法第94条第1項の規定による許可の申請、法第94条の2第1項の規定による許可の更新の申請及び法第99条第1項の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）
- (6) 指定介護療養型医療施設 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第107条第1項の規定による指定の申請、法第108条第1項の規定による指定の更新の申請及び法第111条の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）
- (7) 介護医療院 法第107条第1項の規定による許可の申請、法第108条第1項の規定による許可の更新の申請及び法第113条第1項の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）
- (8) 指定介護予防サービス事業 法第115条の2第1項の規定による指定の申請、法第115条の5第1項の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）及び法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請
- (9) 指定地域密着型介護予防サービス 法第115条の12第1項の規定による指定の申請、法第115条の15第1項の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更

に係るものに限る。)及び法第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定の更新の申請

(10) 第 1 号事業 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による指定の申請、八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定並びに介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める規則第 7 条の規定による変更の届出(役員等の氏名の変更に係るものに限る。)及び法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による指定の更新の申請

(11) 指定介護予防支援 法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定の申請、法第 115 条の 25 第 1 項の規定による変更の届出(役員等の氏名の変更に係るものに限る。)及び法第 115 条の 31 第 1 項において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定の更新の申請

(措置)

第 5 条 市長は、第 3 条第 2 項に規定する照会の結果、介護保険事業者の役員等が暴力団員等に該当することが判明したときは、法又は旧法の規定に基づく措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。